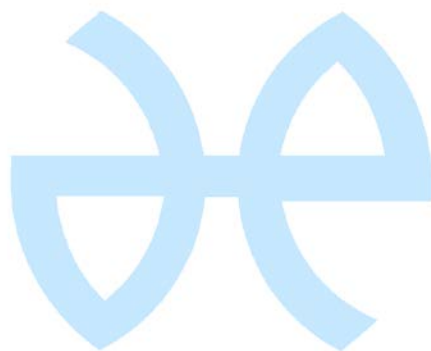


(案)

南知多町男女共同参画基本計画

パブリックコメント

2013－2017



南知多町

平成25年 月

目 次

はじめに

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画策定の背景 2

第2章 計画の基本的考え方

- 1 計画のめざす姿 3
- 2 基本目標 4
- 3 計画の体系 5

第3章 計画の内容（基本計画）

- 基本目標 1 男女共同参画意識の向上 8
- 基本目標 2 社会参画の推進 12
- 基本目標 3 健康・福祉の増進と暴力の根絶 16
- 基本目標 4 職場の男女平等の確立 22
- 基本目標 5 計画推進体制の確立 28

資 料 30

- ・計画策定体制（男女共同参画プラン策定委員会・策定検討委員会）
- ・根拠法令（男女共同参画社会基本法 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律）
- ・男女共同参画に関する意識調査

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨



1975 年（昭和 50 年）に国連において「国際婦人年」が定められ、以後、男女差別の撤廃と女性の地位向上に向けた取組みが推進されています。

また、国内においては、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、更に平成 13 年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されるなど、男女平等や女性の保護に関する国際社会の取組みに連動した施策が推進されています。

本町においては、平成 13 年の愛知県の「あいち男女共同参画プラン 21」の策定を受け、人権擁護や男女平等意識の向上に努めてきましたが、近年の少子・高齢化、人口減少の進展に加え、経済状況・雇用環境の悪化など新たな課題に直面することとなりました。

ここに、男女共同参画社会の形成について、認識を共有し、将来に向けた取組みを総合的かつ計画的に推進するため基本計画を策定し、男女がともにいきいきと輝く社会の実現を目指します。

計画の位置づけ

この計画は、第 6 次南知多町総合計画に沿って、本町の目指す将来の姿を実現するための指針となるものです。

計画の策定にあたっては、住民アンケート調査による住民意識の把握に努めたほか、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「あいち男女共同参画プラン 21」の計画内容に配慮しています。

なお、この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

に関する法律」（DV防止法）第 2 条の 3 第 3 項に基づく基本計画として位置づけます。

計画の期間

この計画の期間は、平成 25 年度（2013 年度）を初年度とする平成 29 年度（2017 年度）までの 5 年間とし、社会情勢等の変化に応じて見直しを行います。

2 計画策定の背景



南知多町の現状

知多半島の南部に位置する南知多町は、半島の先端と沖合いに浮かぶ篠島と日間賀島からなり、昭和 36 年 6 月に 5 か町村の合併により誕生しました。温暖な気候に恵まれた地域ですが、古くは、たびたび深刻な水不足に見舞われる土地柄でした。町村合併と時期を同じくして、通水された愛知用水は、住民生活の向上と農業を始めとする産業の発展に大きく寄与することとなりました。

本町では、大規模な農地造成が進められ、水稻を始めキャベツやトウモロコシなどが栽培されているほか、観葉植物などの施設園芸も行われています。

また、県下最大の漁業拠点である豊浜漁港や 2 つの離島を有し、漁業は、本町の基幹産業のひとつとなっており、この魚介類を使った水産加工業が盛んです。

本町の特色としては、これら農漁業を中心とした産業構造に加え、恵まれた景観を生かし、地元でとれる農産物や海産物を提供する観光業の発展が

挙げられます。

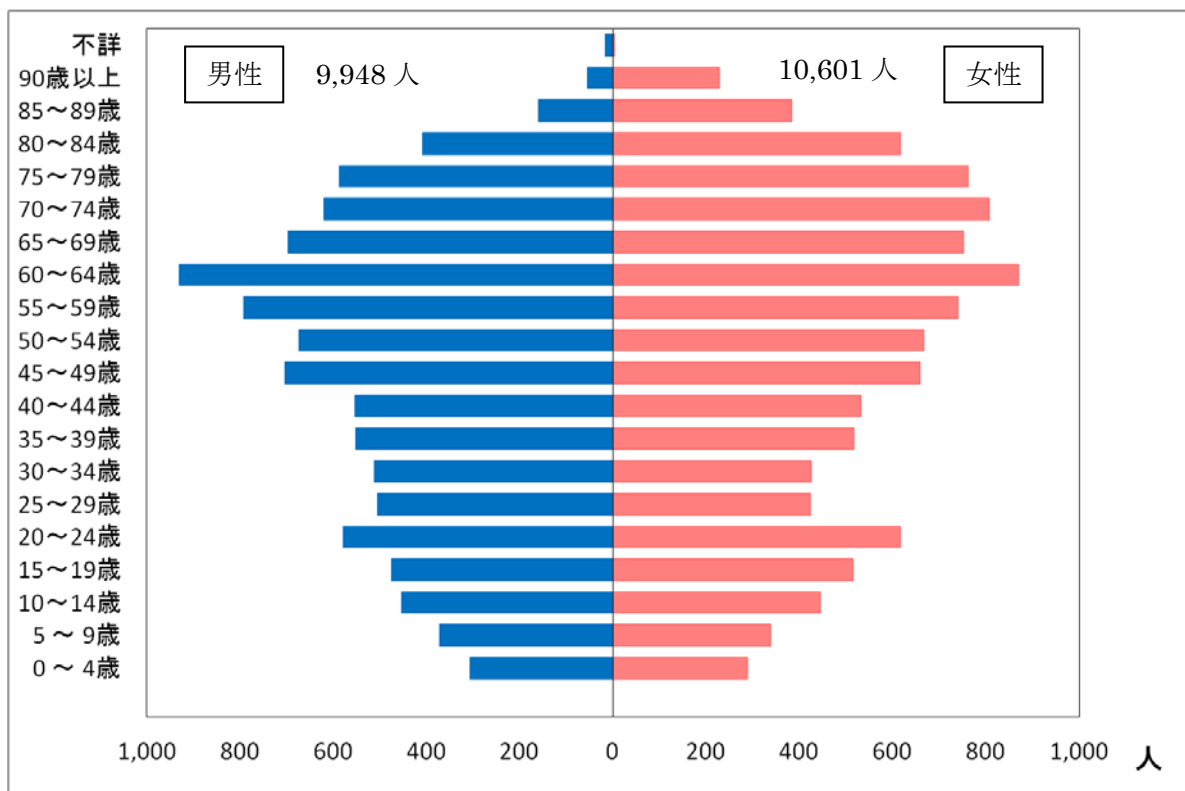
この地域の人口は、昭和 25 年をピークに減少を続けており、平成 22 年に行われた国勢調査によると、本町の総人口は 20,549 人で、平成 17 年に比べ 1,360 人、6.2%の減少となっています。また、昭和 40 年に平均 4.61 人であった 1 世帯あたりの世帯員は、平成 22 年には 2.86 人となり、核家族化が進んでいます。

また、零細な事業所が大多数を占める本町においては、事業所数の減少が続いています。平成 21 年の経済センサス基礎調査では、民営事業所数は 1,440 事業所となり、昭和 53 年からおよそ 30 年間で 397 事業所、22%減少しました。

本町が誕生して 50 年余りを経過しました。社会情勢や経済環境の大きな変化を経て、地域の経済活力が減退する中、住民生活に輝きを取り戻し、いきいきとした町の未来を描くためにも男女共同参画社会実現の取組みが求められています。

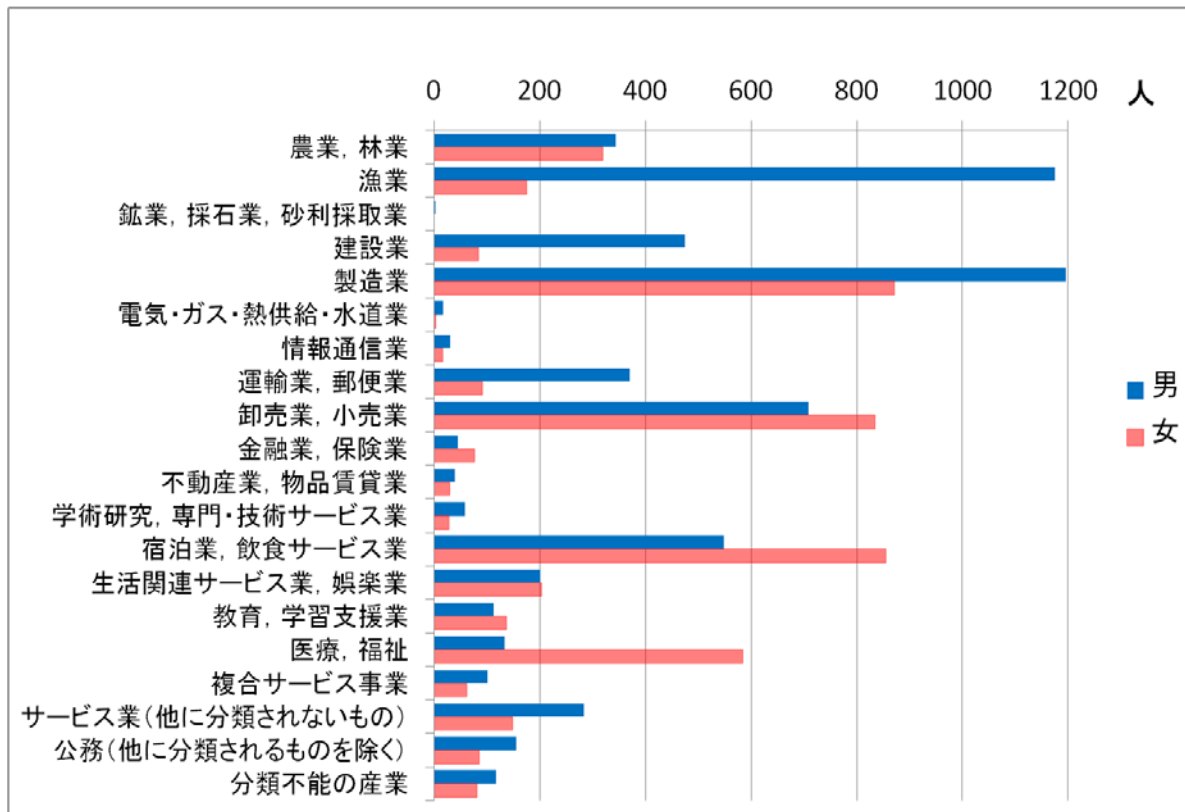
南知多町の男女別年齢構成グラフ

総人口 20,549 人



資料：H22 国勢調査

男女別就業者数



資料：H22 国勢調査

第2章 計画の基本的考え方

1 計画のめざす姿



男女がともに認め合い いきいきと暮らせる まち

- 男女の人権が尊重され、互いに認め合う社会
- 男女双方の考え方や意見が平等に反映され、活力に満ちた社会
- あらゆる暴力が根絶され、いきいきと安心して暮らせる社会
- 仕事と家庭・地域活動を両立できる社会
- 行政と町民が力を合わせ協力する社会

2 基本目標



- 男女共同参画意識の向上

1 ともに認め合う意識づくり
- 社会参画の促進

2 ともに進めるまちづくり
- 健康・福祉の増進と暴力の根絶

3 ともに支えあう暮らしづくり
- 職場の男女平等の確立

4 ともに働く環境づくり
- 計画推進体制の確立

5 ともに進めるしくみづくり

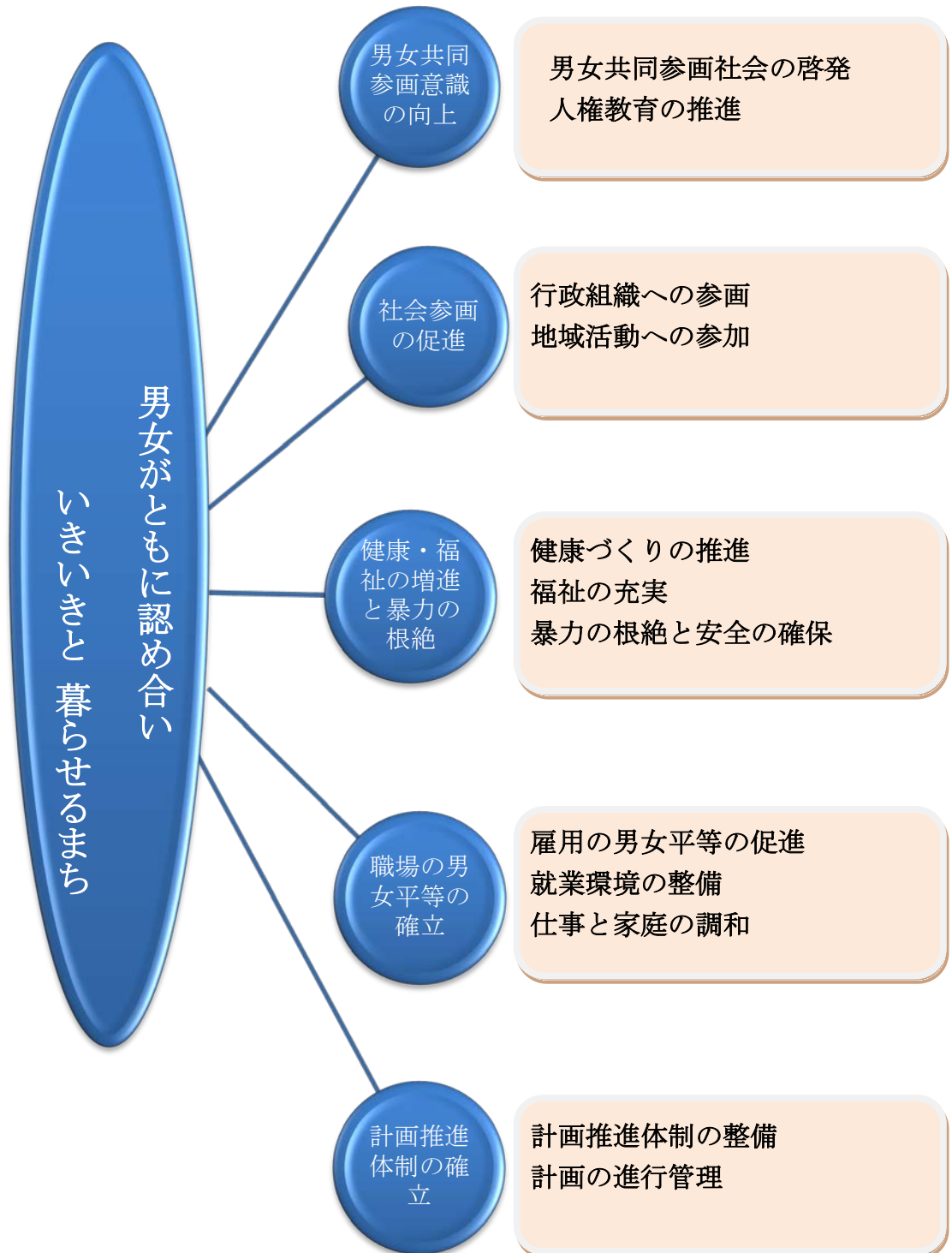
3

計画の体系

【計画のめざす姿】

【基本目標】

【主要課題】



実 施 策

- 情報提供の充実
- 町職員の意識向上のための情報提供や研修の実施
- 男女共同参画社会に関する広報の充実
- 講座・セミナー等の開催
- 個性や能力を尊重した指導の推進
- 教職員の意識向上
- 学習機会の充実

- 委員就任要件の見直し
- 指導者養成セミナー参加の促進
- 性別によらない地域の役員登用の推進
- ボランティア活動の支援・促進
- 自主防災会の設置推進

- 母性保護、妊娠出産時の健康管理の充実
- 母親の育児支援
- 母体の健全育成
- 介護予防事業の充実
- 老人クラブ幹部への女性の登用
- 障がい者自立支援の推進
- 福祉活動への男性の参加促進
- 関係機関との連携の強化
- 暴力相談窓口の充実
- 暴力根絶のための啓発
- 防犯灯の整備

- 育児休業制度等の普及・推進
- 女性の管理職登用
- 6次産業化プランナーの派遣
- 就労体験を通じた研修等の充実
- 男性の育児参加の促進と子育て環境の整備
- 子どもが安心して育つ環境整備
- 子どもを育てる環境整備
- 子育て支援に関する情報提供の充実

- 国や県、他の自治体との情報交換の推進
- 事業所、民間団体との連携
- 計画の定期的な点検
- 町民意識調査の実施
- 住民との協働による事業の推進

第3章 計画の内容（基本計画）

基本目標 1

男女共同参画意識の向上



【基本的な考え方】

長い期間にわたって築かれてきた性別に基づく固定的な役割分担意識は、いまだ根強く存在しています。これらを解消し、男女共同参画があらゆる立場や世代の人々にとって必要であるという認識を広げるため、男女がともに認め合う意識づくりを進めます。

主要課題 1-1

男女共同参画社会の啓発

【現状・課題】

本町では、第6次町総合計画において、男女共同参画社会を実現するため、町の将来の姿を「男女の人権が尊重され、豊かで活力ある地域社会を実現し、生き生きと充実した日常生活をおくっています」と決めました。また、これまで広報紙等を活用した啓発や、情報発信を行ってきました。

しかし、住民を対象に行った意識調査（注1）では、「男女共同参画という言葉を知っていましたか」という質問に対して、男女ともに約半数の方が「いいえ」と回答しています。男女共同参画という概念が地域社会に浸透していないことがうかがえます。

今なお男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、依然として地域において女性が活躍できる機会が相対的に少なく、一層の啓発活動を行っていく必要があります。

【今後の施策】

男女共同参画社会の実現に向け、住民の意識向上のため、より実践的な取り組みを推進していくことが求められます。

具体的対策として、町の施設において、情報提供窓口を設け、男女共同参画関連の情報提供を行います。また、町広報紙やホームページを活用して男女共同参画社会の啓発を活発に行い、意識の向上に努めます。

注1) **意識調査** 平成23年度に男女共同参画に関する町民の意識や実態を把握することを目的とし、無作為に抽出した男女各500名を対象に行った調査。

意識調査結果

問 「男女共同参画」という言葉を知っていましたか。

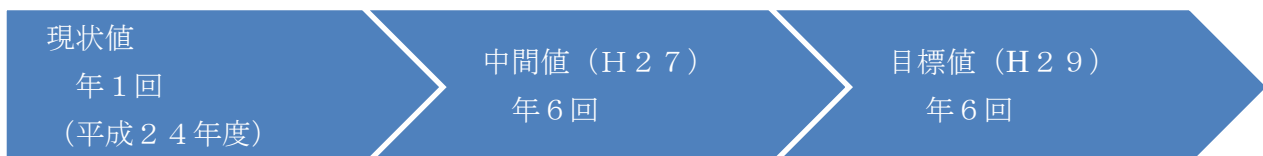
区分	総計		性別			
			男性		女性	
	人数	%	人数	%	人数	%
はい	177	42.6	92	45.3	85	39.9
いいえ	229	55.0	107	52.7	122	57.3
無回答	10	2.4	4	2.0	6	2.8
合計	416	100.0	203	100.0	213	100.0

実施施策

施策	施策の内容	推進課
情報提供の充実	町の機関において、情報提供窓口やコーナーを設け、男女共同参画関連の書籍、パンフレット、報告書等による情報提供を行います。	企画課
町職員の意識向上のための情報提供や研修の実施	率先して町職員の意識向上を図るための情報提供や研修を充実します。	企画課
男女共同参画社会に関する広報の充実	各種行政刊行物や町広報紙への連載記事の掲載等により広報活動を充実します。	企画課

目標指標

・男女共同参画社会に関する町広報紙掲載回数



人権教育の推進

【現状・課題】

男女が性別にとらわれず、その個性や能力を發揮できるためには、人権に対する正しい理解を浸透させ、「女だから」とか「男だから」という固定的観念に基づく制度や慣行を見直していく必要があります。

学校教育において、偏見や差別をなくすため人権教育を推進しており、長期的視野に立って男女平等意識の確立に努めています。

しかし、地域住民においては、依然として男女役割分担意識（注2）が根強く残っており、女性の社会進出や地位向上の妨げとなっています。さらに近年においては、社会的・文化的性別であるジェンダー（注3）による区別と差別の違いや、性同一性障害など男女平等や相互理解を巡る新たな認識と理解が求められています。

住民意識調査では、「男女共同参画」、「ワーク・ライフ・バランス」（注4）について、「知らない」と答えた人が半数を超えており、これらの概念が浸透していないことがうかがえます。

住民意識や行動、社会慣行の中に残っている固定観念を解消するため、人

権や男女共同参画に関する教育を推進するとともに、講座やセミナーなどに町民が広く参加できる機会を設けていく必要があります。

【今後の施策】

家庭や地域社会における男女平等意識の向上・定着を図るため情報提供等に努めます。

地域社会に残る固定的意識の改革と古い慣行の見直しを進めるため、人権に関する相談の実施とあわせて、町広報紙やホームページなど多様なメディアにより人権擁護活動についての啓発を引き続き積極的に行っていきます。

また、学校における人権や男女平等について考える教育の機会を充実し、次世代を担う児童・生徒の育成に努めます。

注2) **男女役割分担意識** 男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識のこと。

注3) **ジェンダー** 社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と表現し、生物的な性別である「セックス」とは区別して使用される。

注4) **ワーク・ライフ・バランス** 「仕事と生活との調和」と訳され、「仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと。

意識調査結果

問 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていましたか。

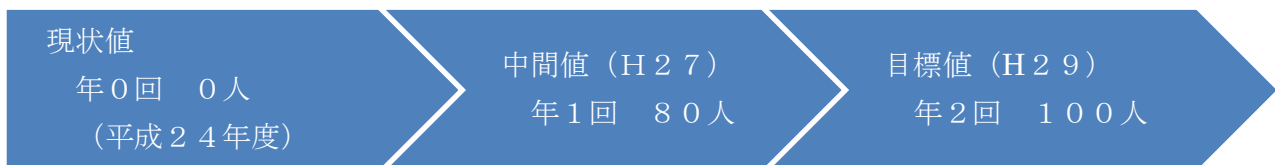
区分	総計		性別			
			男性		女性	
	人数	%	人数	%	人数	%
はい	125	30.0	66	32.5	59	27.7
いいえ	272	65.4	128	63.1	144	67.6
無回答	19	4.6	9	4.4	10	4.7
合計	416	100.0	203	100.0	213	100.0

実施施策

施策	施策の内容	推進課
講座・セミナー等の開催	男女共同参画を推進するための講座・セミナー等を開催し、住民理解を推進します。	企画課
個性や能力を尊重した指導の推進	現在、試験実施している男女混合名簿の導入検討を行うなど、本人の個性や能力を尊重したキャリア教育（進路指導）を行います。	学校教育課
教職員の意識向上	啓発パンフレットの配布等を通じて、教職員の男女共同参画意識の向上を図ります。	学校教育課
学習機会の充実	道徳の授業や学級活動を充実し、男女の相互理解・相互協力について学習する機会を充実します。	学校教育課

目標指標

・男女共同参画に関する講座・セミナー等の開催回数と参加人数





【基本的な考え方】

少子・高齢化の進展と人口減少が進む中、多様な人材が活躍する社会が求められています。さまざまな視点と新たな発想が取り入れられることにより、社会の活性化につながることを期待されます。

行政や地域社会などのあらゆる方針決定過程に多様な視点からの意思が反映され、ともに責任を担っていけるよう女性の参画を促進し、誰もが持てる能力を存分に発揮して、いきいきと活動できる環境づくりに取り組みます。

主要課題 2-1

行政組織への参画

【現状・課題】

我が国では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標（平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定）の達成に向けたさまざまな取組が行われてきました。

しかし、政治、行政、経済をはじめ多くの分野において、政策・方針決定過程への女性の参画は十分ではなく、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の制定から10年余りを経過した現在もなお大きな課題となっています。

本町においても、町附属機関（注5）の女性委員登用率は16.3%と低い割

合になっており、目標を定めて女性の登用を進める必要があります。

【今後の施策】

女性の登用を困難にしていると考えられる職務指定（特定の役職についていることを委員就任の要件としているもの）の見直しを図っていきます。

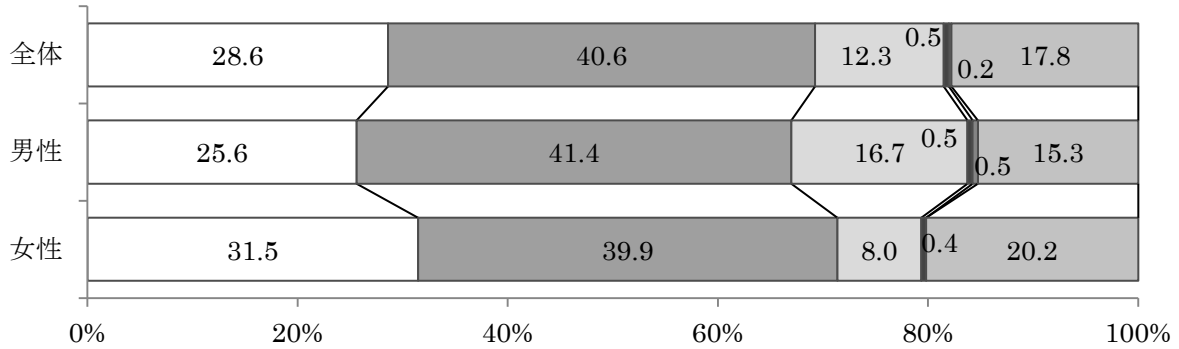
また、多様な人材の確保のため、研修の機会を充実し、参加を促進していきます。行政の内部においては、審議会・委員会等の委員への推薦や選任にあたり、様々な分野で活躍していただける女性の登用を積極的に進めてまいります。

注5) 附属機関 専門家や町民等の意見を行政運営に反映するため、法律や条例に基づいて設けられた、審査や調査、計画策定などを行う、審議会や委員会などの機関のこと。※平成24年度4月1日現在 総委員数460人（20機関）

意識調査結果

問 現代社会において、政治や経済分野で男女の地位に差があると思いますか。

- 男性が優遇されている
- 差はない
- 女性が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない・無回答



実施施策

施策	施策の内容	推進課
委員就任要件の見直し	審議会・委員会等委員への推薦や選任にあたり、職務指定を見直し、女性の登用を積極的に推進します。	各課
指導者養成のセミナー参加の促進	男女共同参画社会の実現に向けた指導者養成のための人材育成セミナーへの参加を促進します。	企画課

目標指標

・行政委員会(注6)委員の女性登用率



・附属機関(法令・条例設置)委員の女性登用率



注6) 行政委員会(総委員数) 教育委員会(5)、選挙管理委員会(4)、監査委員(2)、
(平成24年度総委員数26人) 農業委員会(12)、固定資産評価審査委員会(3)

地域活動への参加

【現状・課題】

「地域」は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、そこでの女性の参画は、男女共同参画社会の実現にとって欠くことのできない重要な課題です。

意識調査においても、「地域活動（区会・PTA等）において男女のどちらが担うとよいと思いますか。（理想）」という問いに対して、共同して分担することが理想と答えた人が、65.9%に上っています。その一方で、現実には、共同して分担している人は39.4%にとどまっています。

さらに、本町においては急速な高齢化が進行しており、男女の理解と協働の推進は、ますます強く求められています。

地域におけるさまざまな活動への男女双方の参画（地域おこし・まちづくり、ボランティア、防災などの分野への参画）を促進し、女性の視点を反映させた活動を展開することが必要です。

【今後の施策】

本町では、地域および家庭での役割に対して性別の固定観念が強く残っている一方で、パートなどの仕事に就いている女性も多く、家事と生業双方の負担を抱えねばならない傾向にあります。男女双方で行う地域活動への参画意識の啓発を行いつつ、性別を問わず参加しやすい活動体制と環境を整えていきます。

また、個人の意欲に応じたボランティア活動への参加を促すために、各団体の活動状況、活動の受け入れ先等の情報提供に努めるとともに、各種ボランティア講座の充実を推進していきます。

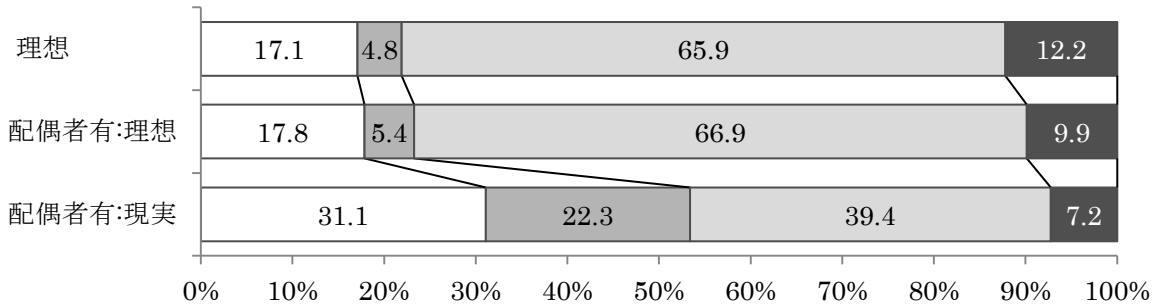
防災活動については、女性の視点を取り入れることができるようにするため、女性の参画する防災体制の構築を図ります。



意識調査結果

問 地域活動（区会・PTA等）において男女のどちらかが担うとよいと思いますか。（理想）
また、地域活動をしている方は、男女のどちらかが担っていますか。（現実）

□主として男性 ■主として女性 □共同して分担 ■わからない・その他・無回答

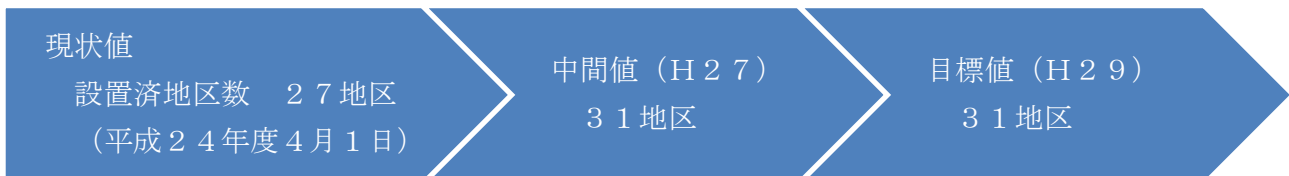


実施施策

施策	施策の内容	推進課
性別によらない地域の役員登用の推進	地域の各種団体役員について、性別によらず能力と意欲に応じた登用を推進します。	各課
ボランティア活動の支援・促進	個人の意欲・能力を活用できるような情報や機会を提供し、ボランティア活動を支援・促進します。	社会教育課
自主防災会の設置推進	女性の視点を反映した自主防災会を町内全地区に設置します。	防災安全課

目標指標

・自主防災会の設置数（全31地区中）





暴力の根絶

【基本的な考え方】

男女が互いの身体的性差を十分理解し合い人権を尊重しつつ、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となるものです。女性が心身ともに健康で、自分らしくゆとりある生活を送ることができるよう正しい知識や情報を提供します。

また、女性を含む弱者への暴力は重大な人権侵害であり、克服すべき重要な課題です。あらゆる暴力を容認しない社会的認識の徹底や根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など弱者に対する暴力の形態に応じた取り組みを幅広く総合的に推進します。

主要課題 3-1

健康づくりの推進

【現状・課題】

女性は、妊娠や出産も含め男性とは異なる健康上の問題に直面します。それぞれがライフステージに応じた健康管理と健康づくりに取り組めるよう、女性特有の乳がん・子宮頸がんの予防や、妊娠出産時の母性保護など女性の健康づくりに努めます。

本町においては、未熟児等胎児への悪影響が懸念される妊婦の喫煙率が7.4%と、県平均3.3%を大きく上回っています。

【今後の施策】

マタニティーセミナー等でタバコの害について保健指導を強化していくとともに、小中学校においても健康教育を充実して健全な母性の維持に努めていきます。

また、家庭における家族への禁煙教育の推進と併せて公共施設においては分煙を徹底し、妊婦の受動喫煙を防止します。

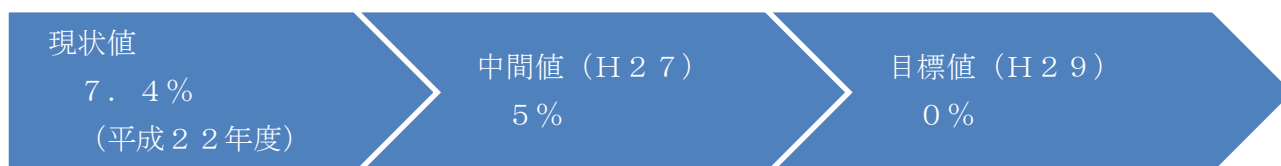
核家族化に伴い負担が増している母親の子育てについては、父親の育児参加を促し、男性向けの子育てハンドブックの配布などにより育児支援に努めます。

実施施策

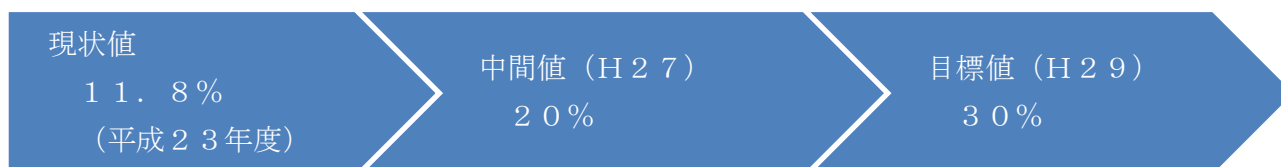
施策	施策の内容	推進課
母性保護、妊娠出産時の健康管理の充実	健康管理のための相談や小中学校と連携して健康教育を引き続き実施します。	保健介護課
母親の育児支援	乳幼児健診、訪問指導・相談、育児講座などを継続して実施し、子育ての不安を取り除きます。 また、母親の自己肯定感(注7)を高めるための支援を引き続き実施します。	保健介護課
母体の健全育成	子宮頸がん・乳がん等の検診や予防接種を実施し、健康な母体づくりを推進します。	保健介護課

目標指標

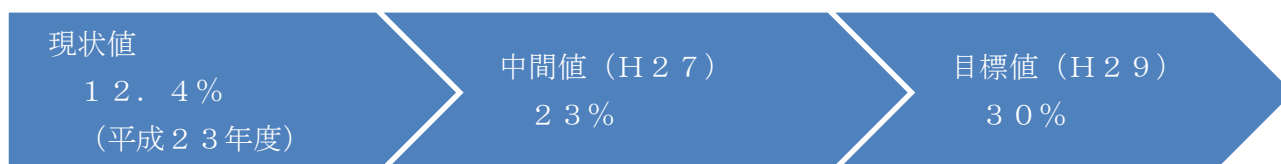
・妊婦の喫煙率



・子宮頸がん検診受診率



・乳がん検診受診率



注7) 自己肯定感 「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」と思える心の状態。
対義語は、「自己否定感」。

福祉の充実

【現状・課題】

すべての人がいきいきと暮らし、社会に参画できることが男女共同参画社会の基礎ともなります。高齢者、障がい者等の世帯が、安心して暮らせる環境の整備が必要です。とりわけ長寿命な女性にとっては、健康の維持と合わせて高齢者の自立支援が、生きがいを持って社会活動に参画できる重要な要素となります。

現在、町では高齢者が安心して暮らせるよう「緊急通報装置」の設置や見守り支援の「配食サービス」を実施しています。また、障がい者等への支援として、障害者自立支援法に基づく各種障がい福祉サービス利用者への給付を行っているほか、各種の交通費の助成等を行っています。

高齢者等の自立生活のための就労斡旋については、シルバー人材センターで行っているものの業務内容に限りがあ、十分とはいえない状況にあります。

また、高齢者の介護について、住民意識調査では、74.8%の人が、社会全体で「男女共同して分担するとよい」と答えています。

【施策の内容】

性別にかかわらず高齢者や障がい者が、生涯にわたって社会と関わり、生きがいのある生活を送れるよう社会全体で支える仕組みづくりを進め、地域社会の中で、いきいきと安心して、その人なりの自立した生活ができるよう、現行サービスの充実に努めていきます。

また、老人クラブにおける女性役員の登用を促し、女性の視点を取り入れた事業展開を推進していきます。

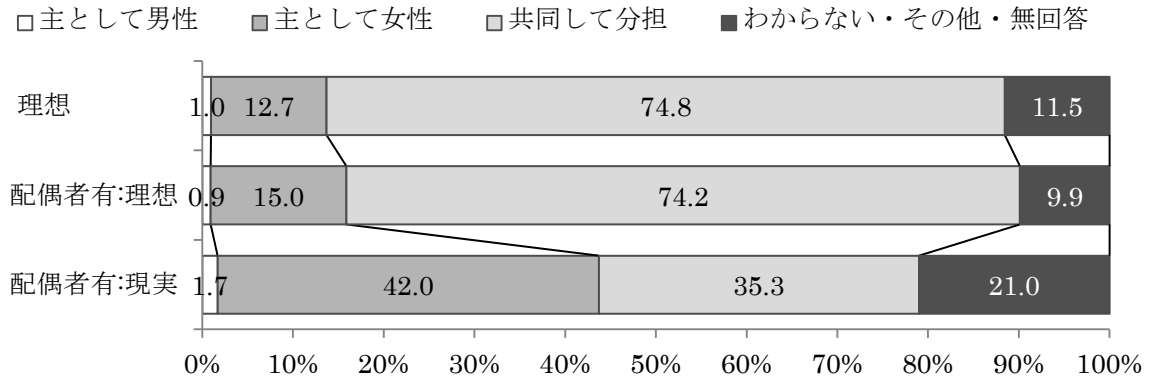
障がい者に対しては、町障がい者計画・第3期障がい福祉計画を基本に、支援・相談の充実に図り、地域と連携して障がい者が自立して生活できる環境づくりに努めます。

また、高齢者等の介護を男女が共同して分担する意識づくりに努め、男性の各種福祉活動への参加を促進します。



意識調査結果

問 高齢者の介護において男女のどちらかが担うとよいと思いますか。(理想)
また、高齢者の介護をしている方は男女のどちらが担っていますか。(現実)

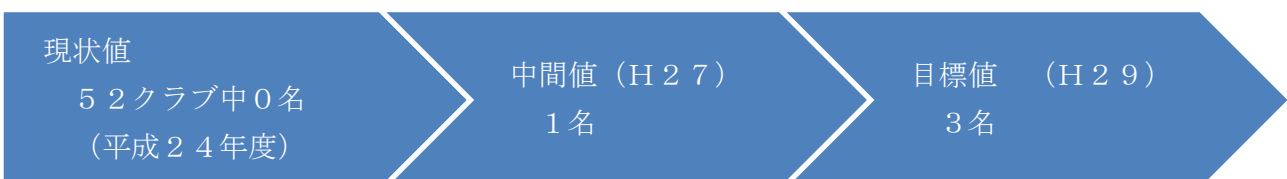


実施施策

施策	施策の内容	推進課
介護予防事業の充実	徒歩で参加できる距離での介護予防事業を実施します。	保健介護課
老人クラブ幹部への女性の登用	福祉活動などに積極的に参加している女性の幹部登用を促進します。	保健介護課
障がい者自立支援の推進	障がい者が地域で安心して生活できるよう、各種福祉サービスの充実を図ります。	福祉課
福祉活動への男性の参加促進	サロンボランティア等福祉活動への男性の積極的参加を促進します。	保健介護課

目標指標

・老人クラブ（単位クラブ）の女性会長数



暴力の根絶と安全の確保

【現状・課題】

男女共同参画社会は、人権の尊重を基本として実現されます。

配偶者からの暴力（DV）（注8）やセクシュアル・ハラスメント（注9）、ストーカー行為（注10）などは、重大な人権侵害行為であり犯罪行為です。

しかし、中でもDVは未だに個人や家庭の問題として、被害が潜在化しやすい状況にあります。さらに、今後も少子高齢化の進展に伴い、女性のみならず高齢者や障がい者などへの虐待に対する対応も課題となっています。

社会全体であらゆる暴力の被害者の支援に努めることはもとより、関係機関の緊密な連携によって、これらの暴力の根絶と未然防止を図る必要があります。これらの暴力の被害者の多くは、女性を含む弱者であり、その根絶に向けて、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

また、身体への暴力のみならず、個人の尊厳を著しく傷つけるこれらの暴力に対しては、あらゆる暴力を容認しないという強い決意を社会全体で共有するとともに、犯罪を未然に防ぐ環境の整備をする必要があります。

【今後の施策】

暴力の根絶に向けて、町民一人ひとりの意識啓発に努めていきます。また、町内の各事業所への情報提供を行い、社会全体で暴力の根絶に努めていきます。

今後も地区区長や民生委員・児童委員との連携を強化し、機会を捉えて情報交換等を行い、早期発見と被害者への支援に努めていきます。被害者からの相談に対しては県、その他関係機関と連携をとって迅速に対応していきます。

また、防犯灯の設置等を推進し、安心・安全なまちづくりに努めます。

注8) **配偶者からの暴力（DV）** 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的なもの、精神的なもの、性的なものなど、様々な形態が存在する。

注9) **セクシュアル・ハラスメント** 相手の意に反した性的な性質の言動であり、特に雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

注10) **ストーカー行為** 同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うこと。

意識調査結果

問 恋人、配偶者、パートナーなどから暴力や精神的な嫌がらせ（DV）を受けたことがありますか。

区分	総計		性別			
			男性		女性	
	人数	%	人数	%	人数	%
ある	23	5.5	5	2.5	18	8.5
ない	365	87.7	186	91.6	179	84.0
わからない	14	3.4	5	2.5	9	4.2
その他・無回答	14	3.4	7	3.4	7	3.3
合計	416	100.0	203	100.0	213	100.0

実施施策

施策	施策の内容	推進課
関係機関との連携の強化	地区区長会、民生委員・児童委員等の関係機関との連携を強化し、暴力の根絶に向けた情報の共有に努めます。	福祉課 保健介護課
暴力相談窓口の充実	被害者からの相談や情報提供に対し迅速に対応するための体制を整備します。	福祉課 保健介護課
暴力根絶のための啓発	DV、虐待防止の広報掲載やパンフレットの配付等により、暴力根絶のための、啓発活動を行います。	企画課
防犯灯の整備	各地区において防犯灯の計画的な整備が図られるよう、設置費の一部を補助するなど、必要な支援を行います。	防災安全課

目標指標

・犯罪発生件数

現状値

181件
(平成23年)

中間値 (H27)

170件以下

目標値 (H29)

160件以下



【基本的な考え方】

将来にわたって活力のある社会をつくっていくには、男女がともに仕事と家庭生活、地域活動の調和のとれた活動を展開していくことが必要です。

そのために住民や企業における理解と合意形成を図り、ワーク・ライフ・バランスの考え方に沿って、育児や介護等に携わる家族の支援など社会基盤の整備を進めます。

主要課題 4-1

雇用の男女平等の促進

【現状・課題】

女性の多くが、結婚、出産、子育てなどで仕事から離脱する機会が依然として多く、子育て後の再就職は厳しい状態にあります。また、再就職後は非正規職員となる場合が多く、女性の継続的な職業キャリア形成を難しくしています。住民意識調査では、「女性が職業（農業・漁業・自営業等の家族従事者を含む）をもつことについて、どうお考えですか」という問いに対して、「子どもができれば退職し、大きくなったら再び就職する方がよい」と答えた女性が半数近くを占めており、子育て後に職場復帰を強く望む声が多いことが分かります。

女性と男性が等しく働く機会を得て、生活との調和を保つワーク・ライフ・

バランスの実現には、職場や配偶者の理解と協力が必要です。

【今後の施策】

採用や処遇について、男女の雇用機会均等と格差の是正を促し、男女共同参画社会の実現に向けた正しい理解を促していきます。

また、町においても職場での男女平等意識の定着を図るとともに、育児休業制度やフレックスタイム制度(注11)などの普及に努め、仕事と家庭の調和のとれたライフスタイルを支援していきます。

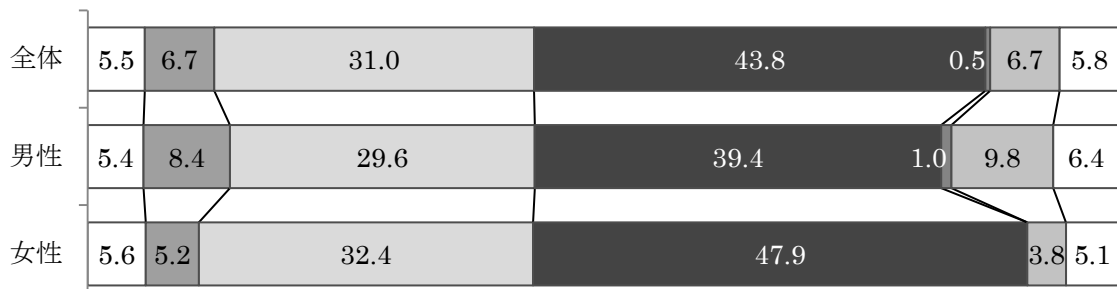
また、町の管理職について、性別にとらわれず、能力や適性に応じた女性の登用を推進していきます。

注11) **フレックスタイム制度** 労働基準法改正で認められた勤務形態。週あるいは月間の所定労働時間をこなすことを条件に、1日のうち自由な時刻に出勤及び退社できる企業の労働時間管理制度。

意識調査結果

問 女性が職業（農業・漁業・自営業等の家族従事者を含む）をもつことについて、
 どうお考えですか。

- 結婚するまでは、職業をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい
- 子どもができたなら退職し、大きくなったら再び就職する方がよい
- 女性は、職業をもたない方がよい
- わからない
- その他・無回答

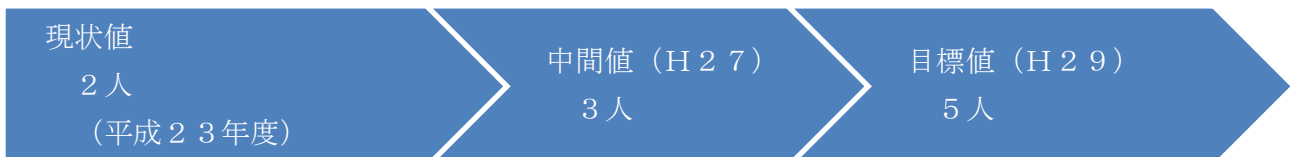


実施施策

施策	施策の内容	推進課
育児休業制度等の普及・推進	育児休業制度やフレックスタイム制度などの導入、普及に努めます。	総務課 産業振興課
女性の管理職登用	町における女性管理職の登用を推進します。	総務課

目標指標

・町職員男性の育児休業等取得者数



町一般職男性職員数（平成24年4月1日現在）107名

育児休業等…育児休業、部分休業、育児短時間勤務制度、配偶者出産休暇等

就業環境の整備

【現状・課題】

少子・高齢化の進展と人口の減少する中、女性の社会進出は、地域の経済活動に必要なものとなっています。特に、後継者が不足している第1次産業において、女性の果たす役割は重要性を増しています。

本町では、農業や漁業、水産加工業などにおいて、女性の就労が幅広く見られますが、補助的な作業に従事することが多く、女性経営者はきわめて少ない状況にあります。

女性の就労機会を確保するため、男女を問わず多様な働き方が選択できる環境を整備していく必要があります。また、女性の経営参画を推進していく必要があります。

【今後の施策】

男性と女性がともに働く職場における男女共同参画を実現するため、町内事業所への啓発を行い、各種情報提供を行います。町では、職員によるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント（注12）の防止に努め、職員研修を充実するとともに、情報提供を行い職員の意識啓発に努めます。

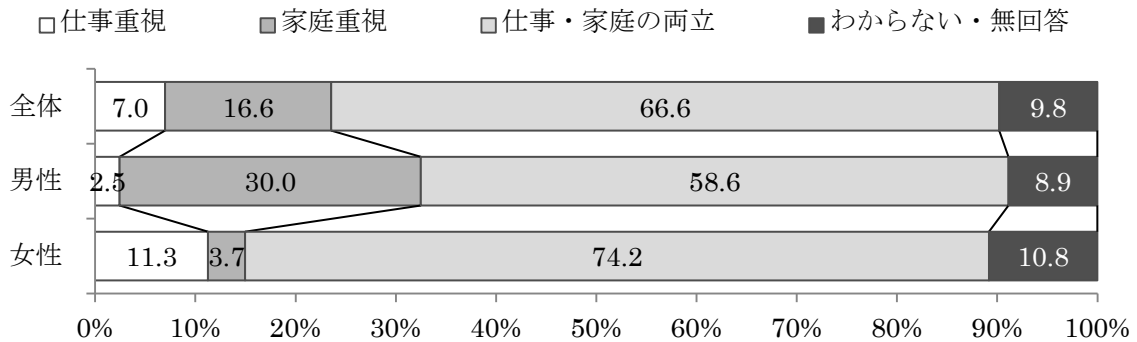
事業所における女性が働きやすい職場環境の整備に向け、女性の視点と感性を企業経営に生かし、経営参画を促進するための意識啓発を行うとともに、国や県と連携して女性による企業経営を支援します。

注12) パワーハラスメント 会社などで職権などの差を背景に、業務を超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動。そのような言動により、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは就労者に雇用不安を与える行為のこと。

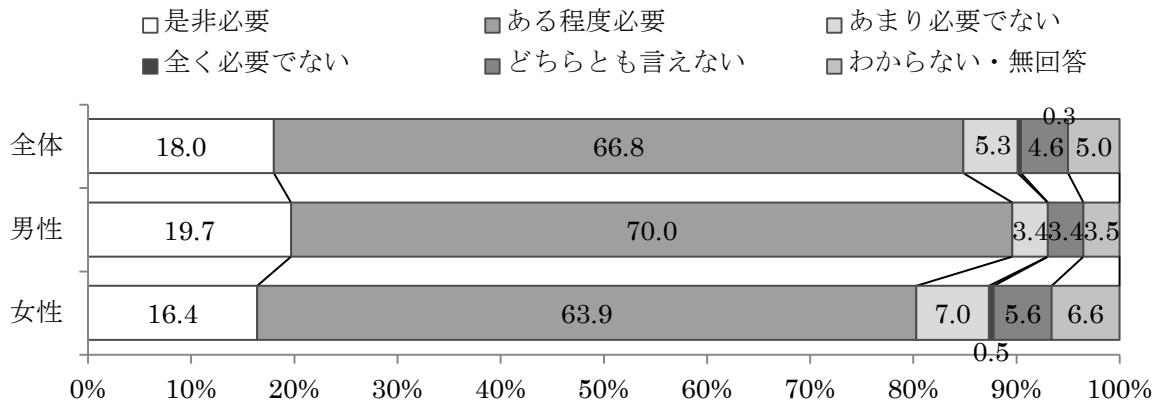


意識調査結果

問 現在の婚姻状況にかかわらず、配偶者の就業状況について、望むのは次のどれですか



問 男性が担う傾向にある仕事、地域活動に女性が参加することについて、どうお考えですか。



実施施策

施策	施策の内容	推進課
女性の就業機会の確保	6次産業化プランナー(注13)の派遣などを活用し、女性の就労機会の拡大を図ります。	産業振興課
就労体験を通じた研修等の充実	先進農家、JA及び漁協等と連携して、就労体験や研修の充実に努め、新規の就労を支援します。	産業振興課
男性の育児参加の促進と子育て環境の整備	託児ボランティアの活用や、関係機関と連携した男性の育児参加等の普及・啓発を強化します。	保健介護課

注13) 6次産業化プランナー 地域の特色ある農林水産物などの資源を有効に活用して、新たな付加価値を生み出し、地域を発展・活性化させるため、農林漁業(1次産業)と製造業(2次産業)、小売業(3次産業)を融合する6次産業化における課題に対応できる専門家。

仕事と家庭の調和

【現状・課題】

これからを生きる子どもたちが豊かな自然の中で元気にのびのび育ち、いつまでも住み続けることができる環境、親子をやさしく見守れる環境、こうした環境づくりのためにも、男女共同参画があらゆる立場や世代の人々にとって必要であるという認識を広げ、いっそうの参画意識の向上が必要です。

住民意識調査の結果では、職場・家庭・社会活動について、家庭内でそれぞれ男女どちらが担っているかを検証した調査結果では、家事、子育て、介護は主として女性、生活費の確保、地域活動、最終的な決定権は男性でした。

子育てについては、56.5%の方が主として女性が分担していると答えたのに対し、主として男性が分担していると答えたのはわずかに 1.1%でした。

近年、進行する少子化は、本町においても例外ではなく、子どもたち自身や子どもたちを取り巻く社会環境に、様々な影響を及ぼしています。本町の人口は年々減少傾向にあり、年齢別3区分における推移では、年少人口と生

産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあります。子どものいる世帯で祖父母同居は少なくなり、一方で一人親世帯が増加しています。

著しい少子化傾向の中にあって、子育ての分担と負担軽減は大きな課題です。

【今後の施策】

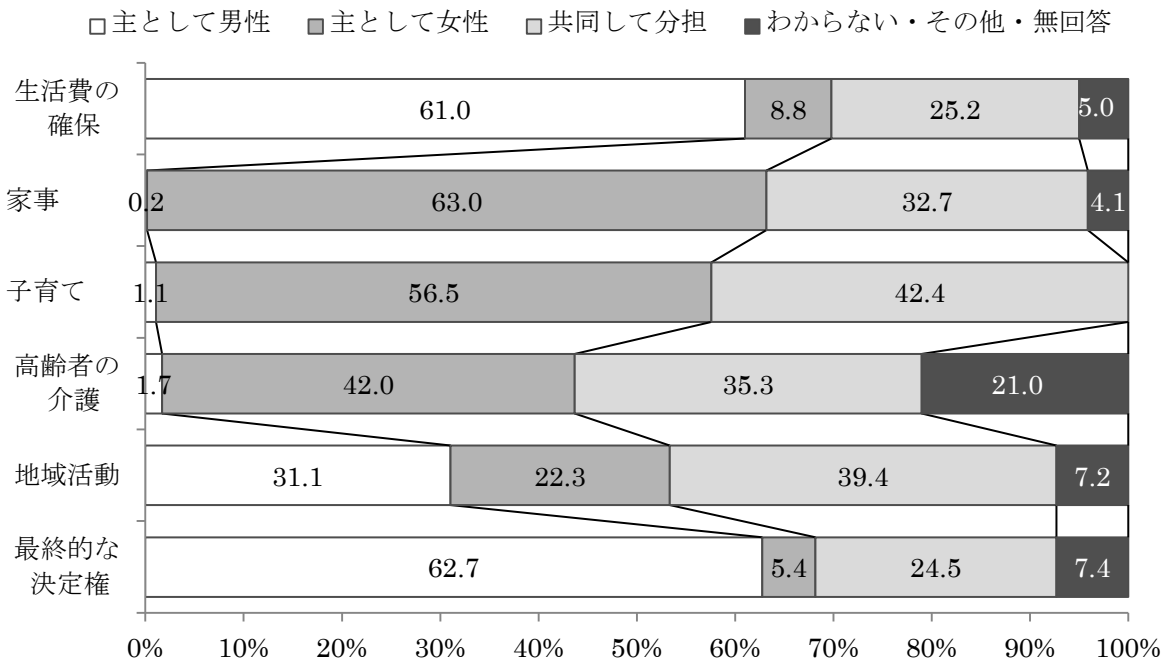
意識調査でも「女性が担う傾向にある子育て、家事、高齢者の介護に男性が参加することについて、どうお考えですか」の問いに、男性に比べ、女性が是非必要と答える率が高く、女性が子育てなどをするという考えが根強く残っています。

今後は、ワーク・ライフバランスの考え方に沿って、意識の啓発に努めるとともに、育児休業制度の普及など仕事と生活の両立支援のための実践的な施策を通して出生率の向上にも努めます。



意識調査結果

問 次の役割において男女のどちらかが担っていますか。(現実) ※配偶者がいる方のみ



実施施策

施策	施策の内容	推進課
子どもが安心して育つ環境整備	子育て支援センターや保育所において、子どもが安心して育つ環境整備に努めます。	福祉課
子どもを育てる環境整備	子育てが楽しいと感じられる行事の開催などを通じて、情報提供を行います。	福祉課 社会教育課
子育て支援に関する情報提供の充実	広報やHP、配信メールを利用して子育て支援に関する情報提供や制度普及に努めます。	企画課 福祉課

**【基本的な考え方】**

この計画を総合的かつ計画的に推進するには、各事業を的確に実施していく体制の整備とともに、あらゆる場面において、男女の差なく参画できる環境への配慮が必要です。計画のめざす目標を行政、町民、事業者など多様な主体に周知し、連携と協働により計画の実現に努めます。

主要課題 5-1**計画推進体制の整備**

男女共同参画社会の実現に向けた計画の確実な実施のため、行政組織内で認識を共有し、計画推進体制の強化を図っていく必要があります。

また、行政のみならず広く町民や事業所の理解と協力が不可欠です。

国や県、他の自治体の動向を踏まえ、情報の収集に努めます。行政組織内の各部署において男女共同参画を積極的に推進する体制を整備し、事務事業のあらゆる場面で、女性の視点に配慮した事業実施ができる体制を構築していきます。

町職員の研修機会を充実するとともに住民等を対象とする講演会・セミナー等を開催し、計画に対する理解を

深め住民と行政の協働を進めます。

また、事業所、民間団体等との連携と協力を進め、地域全体で男女共同参画の推進に努めます。

主要課題 5-2**計画の進行管理**

計画を着実に推進するため、施策の実施状況を把握し、定期的に点検して主要事業の進捗状況の把握に努めていきます。

また、社会情勢の変化を的確に捉え、対応するため、計画期間の中間年を目途に町民意識の調査・分析を行い、必要により計画の見直しを行います。

実施施策

施策	施策の内容	推進課
国や県、他の自治体との情報交換の推進	国や県、他の自治体との男女共同参画社会の実現のための情報交換を行います。	企画課
事業所、民間団体等との連携	事業所、民間団体等と連携し、男女共同参画推進に関する活動支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における推進体制を強化します。	企画課
計画の定期的な点検	計画の内容について、施策の推進状況などの定期的な点検を行います。	企画課
町民意識調査の実施	計画期間の中間年を目途に進捗状況と合わせて町民意識の調査、分析を行います。	企画課
住民との協働による事業の推進	住民と行政の協働により、計画実現のための具体的な事業を検討します。	企画課



1. 南知多町男女共同参画プラン策定委員会

南知多町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、本町に即した男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、南知多町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 南知多町における男女共同参画の実情を検討する。
- (2) 町長の諮問に応じ、プランに関し必要な審議及び調整を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会関係者
- (2) 女性団体関係者
- (3) 区長連合会関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 漁業関係者
- (6) 農業関係者
- (7) 商工業関係者
- (8) 福祉関係者
- (9) 公募により選考された者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、出席者の半数以上の同意をもって決する。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条の所掌事務が終了するまでとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画情報課にて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

男女共同参画プラン策定委員名簿

敬称略

職名	氏名	備考
会長	鳥居 恵子	町議会関係者
副会長	内藤 宗充	福祉関係者
委員	吉原 一治	町議会関係者
〃	鈴木美智子	女性団体関係者
〃	中村 修見	〃
〃	松本のぞみ	〃
〃	藤井 満久	区長連合会関係者
〃	永井 孝夫	教育関係者
〃	大田 明人	漁業関係者
〃	山下多喜子	農業関係者
〃	横田 雄重	商工業関係者
〃	若杉久美子	公募により選考された者
〃	奥川 隆政	〃

2. 南知多町男女共同参画プラン策定検討委員会

男女共同参画プラン策定検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 南知多町における男女共同参画の実情を調査、研究し、本町に即した推進計画を策定するため男女共同参画プラン策定検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(業 務)

第2条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 本町における男女共同参画の実情を調査、研究する。
- (2) 本町に即した男女共同参画について調査、研究する。
- (3) 男女共同参画推進計画及び行政の組織・役割について調査、研究する。
- (4) 男女共同参画プラン案を作成、検討する。
- (5) その他男女共同参画に関する事項を協議、検討する。

(組 織)

第3条 委員は、総務課、防災安全課、企画課、地域振興課、建設課、産業振興課、住民課、福祉課、保健介護課、学校教育課、社会教育課から選出し組織する。委員構成は、別紙を参考にする。

(任 期)

第4条 任期は平成25年3月31日までとする。

2 委員が人事異動等により課を異動した場合は、所属長の推薦により後任者を選出する。

(委員長)

第5条 委員長は、企画課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。ただし、委員長不在のときは、委員長の指名する職員が代行する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

男女共同参画プラン策定検討委員名簿（23年度）

敬称略

職名	所属	委員氏名
委員長	企画情報課	平山 康雄
委員	総務課	相川 徹
〃	〃	杉本 真由
〃	建設課	山本 有里
〃	農業水産課	伊藤友規美
〃	商工観光課	鈴木 誠
〃	住民課	加藤満理子
〃	福祉課	大久保美保
〃	保健介護課	伊藤 恵子
〃	〃	石橋 暁登
〃	学校教育課	見張 利夫
〃	社会教育課	石黒 欽也
〃	企画情報課	森下眞夕子
事務局	〃	柴田 幸員
〃	〃	飯田 順子

男女共同参画プラン策定検討委員名簿（24年度）

敬称略

職名	所属	委員氏名
委員長	企画課	林 昭利
委員	総務課	相川 徹
〃	防災安全課	百合草文哉
〃	建設課	大岩 幹治
〃	産業振興課	相川 久紀
〃	〃	鈴木 誠
〃	住民課	飯田 順子
〃	福祉課	大久保美保
〃	保健介護課	伊藤 恵子
〃	〃	石橋 暁登
〃	学校教育課	伊藤友規美
〃	社会教育課	杉本 真由
〃	地域振興課	坂下眞夕子
事務局	企画課	田中 嘉久
〃	〃	宮地 由理

3. 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の

男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域に

おける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、

必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることが

できる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成九年法律第七号) は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
(別に定め経過措置)

第 30 条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

4. 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）

の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 4 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 5 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 6 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

5. 男女共同参画に関する意識調査

I 調査目的

男女共同参画に関する町民の意識や実態を把握するとともに、町の施策の検討及び計画の基礎資料とするため。

II 調査項目

- ・男女共同参画について
 - ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について
- ※具体的な調査項目については、「VI 調査用紙」を参照してください。

III 調査設計

- (1) 調査地域 南知多町全域
- (2) 調査対象者 平成 23 年 10 月末日現在、南知多町に居住している満 20 歳以上 79 歳以下の無作為に抽出した男女各 500 名（計 1,000 名）
- (3) 調査期間 平成 23 年 11 月 14 日（月）から平成 23 年 12 月 7 日（水）まで
- (4) 調査方法 調査票による本人記入方式
郵送配布・回収による郵送調査方式
※回収については、役場又は各サービスセンターへの提出

IV 回収結果

配布数	回答数	回答数		未回収
		有効	無効	
1,000	421	416	5	579
100%	42.1%	41.6%	0.5%	57.9%

※白紙、性別、年代不明は無効とした。

V 意識調査結果の見方

比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出したので、合計が 100%にならない場合があります。

VI 調査用紙

1. ご自身のことについて

問1 性別	1. 男	2. 女		
問2 年齢	1. 20歳代 4. 50歳代	2. 30歳代 5. 60歳代	3. 40歳代 6. 70歳代	
問3 お住まいの地区	1. 内海 6. 片名	2. 山海 7. 師崎	3. 豊浜 8. 篠島	4. 豊丘 9. 日間賀島
問4 職業（記入日現在） ※2つ以上仕事をお持ちの方は主なものをお答えください。 ※産休・育休の方も働いていとみなしてください。	番号に○をつけてください。			
	自営業 1. 農業 2. 漁業 3. 飲食・宿泊業 4. 製造業 5. 上記以外の自営業	家族従事者 9. 農業 10. 漁業 11. 飲食・宿泊業 12. 製造業 13. 上記以外の業種	無職 14. 主婦・主夫のみ 15. 学生 16. その他の無職 （年金生活者、失業中など）	
問5 家族構成	1. 単身(ひとり) 4. 3世代(親と子と孫)	2. 1世代(夫婦のみ) 5. その他()	3. 2世代(親と子)	
問6 婚姻状況	1. 既婚 3. 未婚	2. 結婚していたが死別・離婚		
(1) 18歳以下の子どもの有無	1. いる	2. いない		
(2) 配偶者の職業 ※既婚の方のみ	1. 自営業 2. 家族従事者 3. 勤め → 4. 無職	※勤めの方は、雇用形態もお答えください 1. 常勤 2. パート、アルバイト 3. 内職		

2. 男女共同参画について

問7 「男女共同参画」という言葉を知っていましたか。	1. はい	2. いいえ	
問8 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。	1. 賛成 4. 反対	2. どちらかといえば賛成 5. わからない	3. どちらかといえば反対

問9 現在の婚姻状況にかかわらず、配偶者の就業状態について、望むのは次のどれですか。	1. 仕事重視	2. 家庭重視	3. 仕事・家庭の両立	4. わからない
問10 恋人、配偶者、パートナーなどから暴力や精神的な嫌がらせ（DV）を受けたことがありますか。 ※上記のことを「DV（ドメスティック・バイオレンス）」と言います。）	1. ある	2. ない	3. わからない	4. その他()
問11 次の役割において男女のどちらが担うとよいと思いますか。 (理想)	1 主として男性	2 主として女性	3 共同して分担	4 わからない、 その他
(1)生活費の確保	1	2	3	4
(2)家事（食事、掃除、洗濯等）	1	2	3	4
(3)子育て	1	2	3	4
(4)高齢者の介護	1	2	3	4
(5)地域活動（区会、PTA等）	1	2	3	4
(6)家庭の問題における最終的な決定権	1	2	3	4
問12 次の役割において男女のどちらが担っていますか。 (現実) ※配偶者のいる方のみ	1 主として男性	2 主として女性	3 共同して分担	4 わからない、 その他
(1)生活費の確保	1	2	3	4
(2)家事（食事、掃除、洗濯等）	1	2	3	4
(3)子育て ※子育て（18歳以下）している方のみ	1	2	3	4
(4)高齢者の介護 ※高齢者の介護をしている方のみ	1	2	3	4
(5)地域活動（区会、PTA等） ※地域活動をしている方のみ	1	2	3	4
(6)家庭の問題における最終的な決定権	1	2	3	4

問13 現代社会において、次の各分野で男女の地位に差があると思いますか。	1 て い る 男性が優遇される	2 ば ど ち ら か と い え ば 男性の方が優遇されている	3 差 は な い	4 ば ど ち ら か と い え ば 女性の方が優遇されている	5 て い る 女性が優遇される	6 わ か ら な い
(1)家庭生活	1	2	3	4	5	6
(2)学校教育の場	1	2	3	4	5	6
(3)政治や経済分野	1	2	3	4	5	6
(4)法律や制度	1	2	3	4	5	6
(5)社会観念、しきたり	1	2	3	4	5	6
(6)地域活動(区会、PTA等)	1	2	3	4	5	6
(7)就業・雇用	1	2	3	4	5	6
問14 女性が担う傾向にある子育て、家事、高齢者の介護に男性が参加することについて、どうお考えですか。	1. 是非必要 2. ある程度必要 3. あまり必要でない 4. 全く必要でない 5. どちらとも言えない 6. わからない					
問15 男性が担う傾向にある仕事、地域活動に女性が参加することについて、どうお考えですか。	1. 是非必要 2. ある程度必要 3. あまり必要でない 4. 全く必要でない 5. どちらとも言えない 6. わからない					
問16 今後、男女ともに家事、子育て、高齢者の介護、仕事、地域活動への積極的な参加を促していくためには、次のどのようなことが必要あるいは重要になると思いますか。 あなたの意見にもっとも近いものを2つまで選んでください。	1. 意識改革 2. 家族間でのコミュニケーション 3. 労働環境の改善 4. 福祉サービス(保育所、学童、介護施設など)の充実 5. 子どものころからの教育 6. 社会制度の改革 7. 知識を身につけるための研修や講座の充実 8. 今のままでよい 9. わからない 10. その他(具体的に)					
問17 女性が職業(農業・漁業・自営業等の家族従事者を含む)をもつことについて、どうお考えですか。 あなたの意見にもっとも近いものを1つ選んでください。	1. 結婚をするまでは、職業をもつ方がよい 2. 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい 3. 子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい 4. 子どもができたなら退職し、大きくなったら再び就職する方がよい 5. 女性は、職業をもたない方がよい 6. わからない 7. その他(具体的に)					

3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

問 18 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていましたか。	1. はい 2. いいえ
問 19 仕事と仕事以外の生活のバランスについて、あなたの希望に近いものはどれですか。	1. 仕事を優先したい 2. 仕事以外の生活を優先したい 3. どちらも言えない 4. その他()
問 20 あなたは、現在仕事と仕事以外の生活のバランスがとれていますか。 ※仕事をしている方のみ	1. とれている 2. 仕事に偏っている 3. 仕事以外の生活に偏っている 4. その他()
仕事をしている理由は何ですか。 あなたの意見にもっとも近いものを <input type="text" value="1"/> つ選んでください。	1. 生活の確保 2. 生きがい、楽しみ 3. 自分の成長 4. 社会貢献 5. その他(具体的に)
お住まいの地域で、男性と女性を差別しているような習慣やしきたりがありましたら、具体的にご記入ください。	
男女共同参画における意見などありましたらご記入ください。	

VII. 意識調査 結果

1. ご自身について

問1 性別

総計		男性		女性	
人数	%	人数	%	人数	%
416	100.0	203	48.8	213	51.2

問2 年齢

区分	総計		性別			
			男性		女性	
	人数	%	人数	%	人数	%
20歳代	29	7.0	17	8.4	12	5.6
30歳代	38	9.1	15	7.4	23	10.8
40歳代	62	14.9	33	16.3	29	13.6
50歳代	90	21.6	41	20.2	49	23.0
60歳代	111	26.7	53	26.1	58	27.2
70歳代	86	20.7	44	21.7	42	19.7
合計	416	100.0	203	100.0	213	100.0

問3 お住まいの地区

区分	総計		性別			
			男性		女性	
	人数	%	人数	%	人数	%
内海	107	25.7	48	23.6	59	27.7
豊浜	132	31.7	65	32.0	67	31.5
師崎	109	26.2	55	27.1	54	25.4
篠島	26	6.3	12	5.9	14	6.6
日間賀島	37	8.9	21	10.3	16	7.5
無回答	5	1.2	2	1.0	3	1.4
合計	416	100.0	203	100.0	213	100.0

問4 職業（記入日現在） ※2つ以上仕事をお持ちの方は主なものをお答えください。
※産休・育休の方も働いているとみなしてください。

区分		総数		性別			
				男性		女性	
		人数	%	人数	%	人数	%
自営業	農業	15	3.6	11	5.4	4	1.9
	漁業	28	6.7	27	13.3	1	0.5
	飲食・宿泊業	12	2.9	6	3.0	6	2.8
	製造業	3	0.7	2	1.0	1	0.5
	上記以外の自営業	38	9.1	24	11.8	14	6.6
勤め	常勤	99	23.8	67	33.0	32	15.0
	パート、アルバイト	61	14.7	17	8.4	44	20.7
	内職	1	0.2	0	0.0	1	0.5
家族従事者	農業	11	2.6	1	0.5	10	4.7
	漁業	13	3.1	3	1.5	10	4.7
	飲食・宿泊業	5	1.2	0	0.0	5	2.3
	製造業	5	1.2	1	0.5	4	1.9
	上記以外の業種	16	3.8	2	1.0	14	6.6
無職	主婦・主夫のみ	33	7.9	1	0.5	32	15.0
	学生	6	1.4	4	2.0	2	0.9
	その他の無職	66	15.9	35	17.2	31	14.6
無回答		4	1.0	2	1.0	2	0.9
合計		416	100.0	203	100.0	213	100.0

問5 家族構成

区分	総計		性別			
			男性		女性	
	人数	%	人数	%	人数	%
単身（ひとり）	35	8.4	17	8.4	18	8.5
1世代（夫婦のみ）	101	24.3	53	26.1	48	22.5
2世代（親と子）	158	38.0	78	38.4	80	37.6
3世代（親と子と孫）	112	26.9	51	25.1	61	28.6
その他	6	1.4	3	1.5	3	1.4
無回答	4	1.0	1	0.5	3	1.4
合計	416	100.0	203	100.0	213	100.0

問6 婚姻状況

区分	総計		性別			
			男性		女性	
	人数	%	人数	%	人数	%
既婚	314	75.5	154	75.9	160	75.1
結婚していたが死別・離婚	47	11.3	17	8.4	30	14.1
未婚	53	12.7	32	15.8	21	9.9
無回答	2	0.5	0	0.0	2	0.9
合計	416	100.0	203	100.0	213	100.0

(1) 18歳以下の子どもの有無

区分	総計		性別			
			男性		女性	
	人数	%	人数	%	人数	%
いる	101	29.7	54	32.9	47	26.7
いない	238	70.0	110	67.1	128	72.7
無回答	1	0.3	0	0.0	1	0.6
合計	340	100.0	164	100.0	176	100.0

(2) 配偶者の職業 ※既婚の方のみ

区分	総計		性別			
			男性		女性	
	人数	%	人数	%	人数	%
自営業	70	22.3	14	9.1	56	35.0
家族従事者	30	9.6	20	13.0	10	6.3
勤め	105	33.4	58	37.7	47	29.4
常勤	47	44.8	13	22.4	34	72.3
パート、アルバイト	55	52.4	44	75.9	11	23.4
内職	3	2.9	1	1.7	2	4.3
無職	88	28.0	49	31.8	39	24.4
無回答	21	6.7	13	8.4	8	5.0
合計	314	100.0	154	100.0	160	100.0

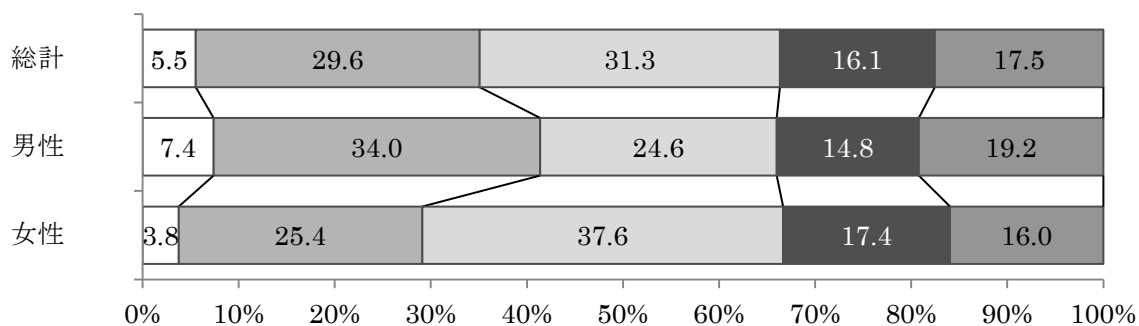
2. 男女共同参画について

問7 「男女共同参画」という言葉を知っていましたか。

区分	総計		性別			
	人数	%	男性		女性	
			人数	%	人数	%
はい	177	42.5	92	45.3	85	39.9
いいえ	229	55.0	107	52.7	122	57.3
無回答	10	2.4	4	2.0	6	2.8
合計	416	100.0	203	100.0	213	100.0

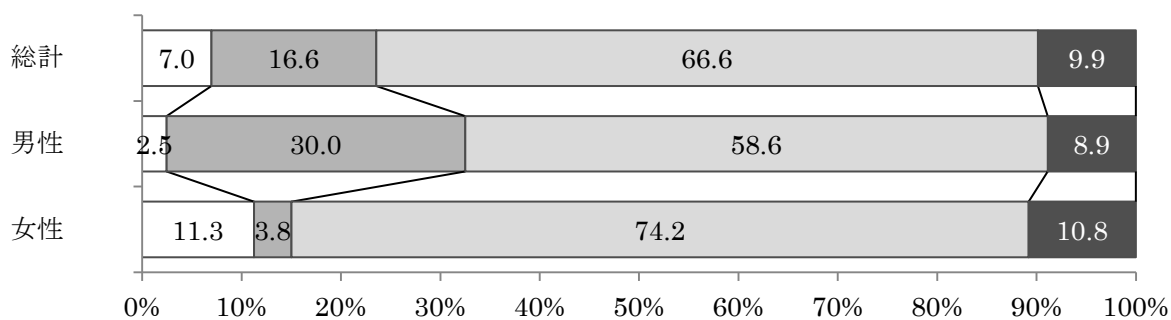
問8 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。

□賛成 □どちらかといえば賛成 □どちらかといえば反対 ■反対 □わからない・無回答



問9 現在の婚姻状況にかかわらず、配偶者の就業状況について、望むのは次のどれですか。

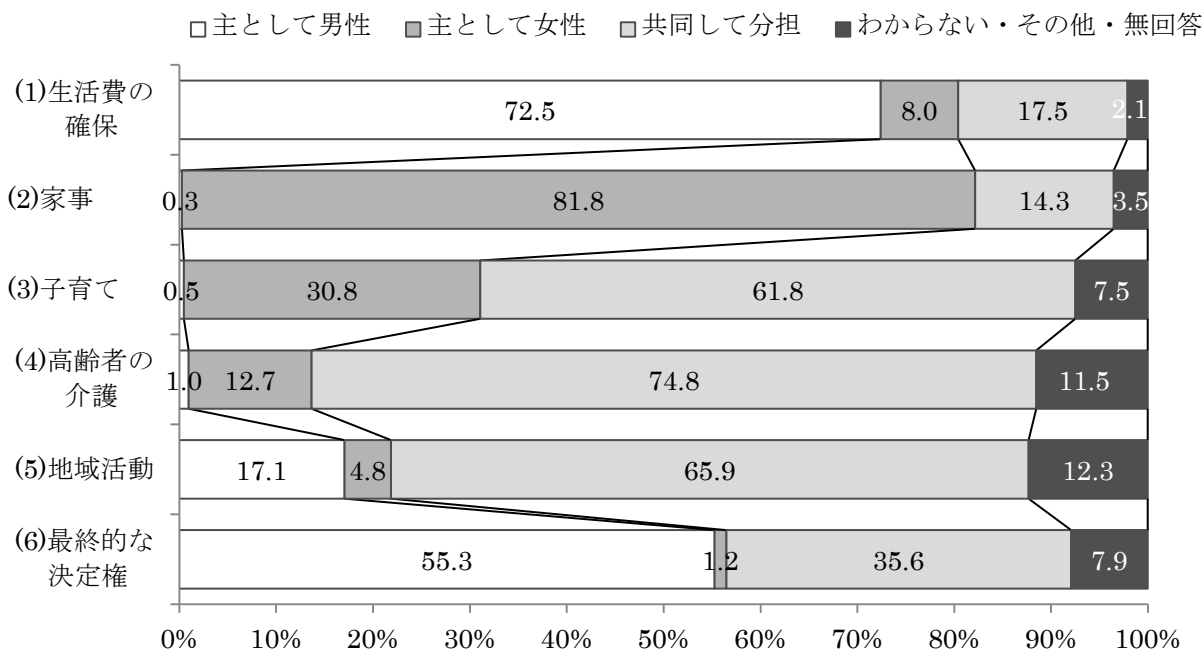
□仕事重視 □家庭重視 □仕事・家庭の両立 ■わからない・無回答



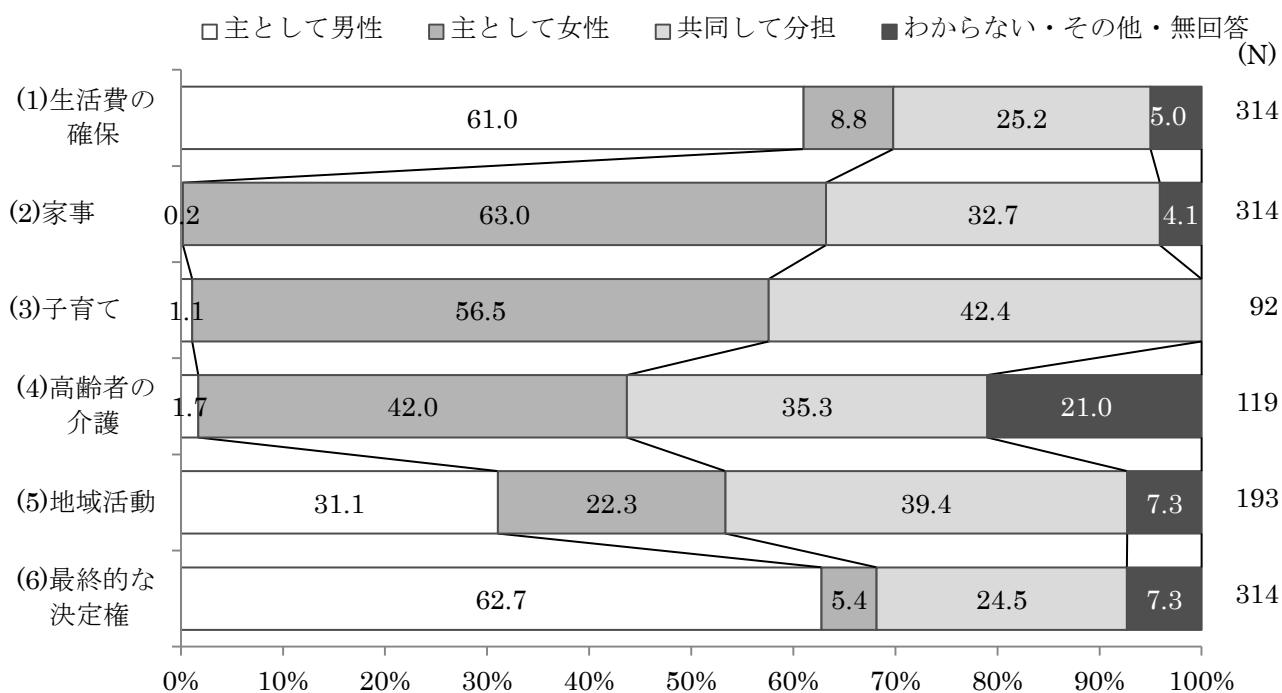
問10 恋人、配偶者、パートナーなどから暴力や精神的な嫌がらせ（DV）を受けたことがありますか。
※上記のことを「DV（ドメスティック・バイオレンス）」と言います。

区分	総計		性別			
			男性		女性	
	人数	%	人数	%	人数	%
ある	23	5.5	5	2.5	18	8.5
ない	365	87.7	186	91.6	179	84.0
わからない	14	3.4	5	2.5	9	4.2
その他・無回答	14	3.4	7	3.4	7	3.3
合計	416	100.0	203	100.0	213	100.0

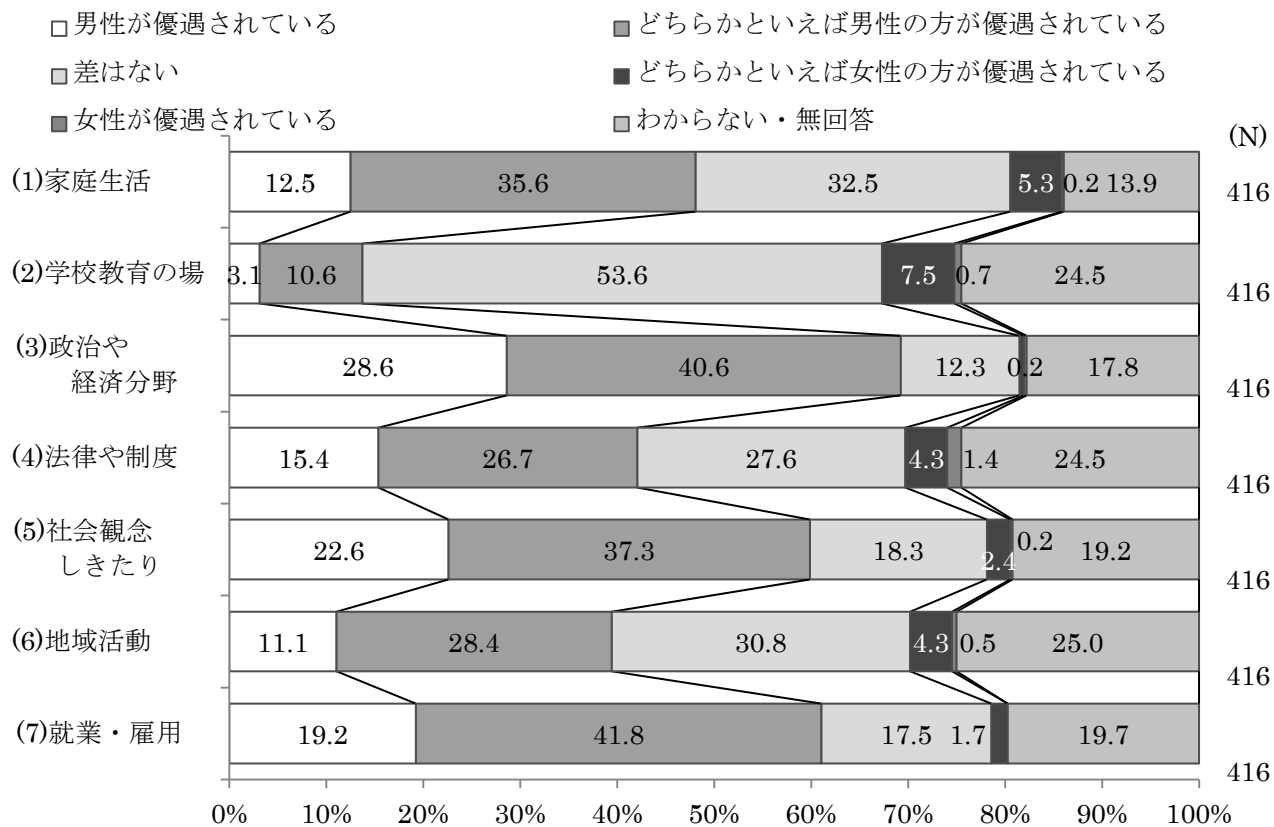
問11 次の役割において男女のどちらかが担うとよいと思いますか。（理想）



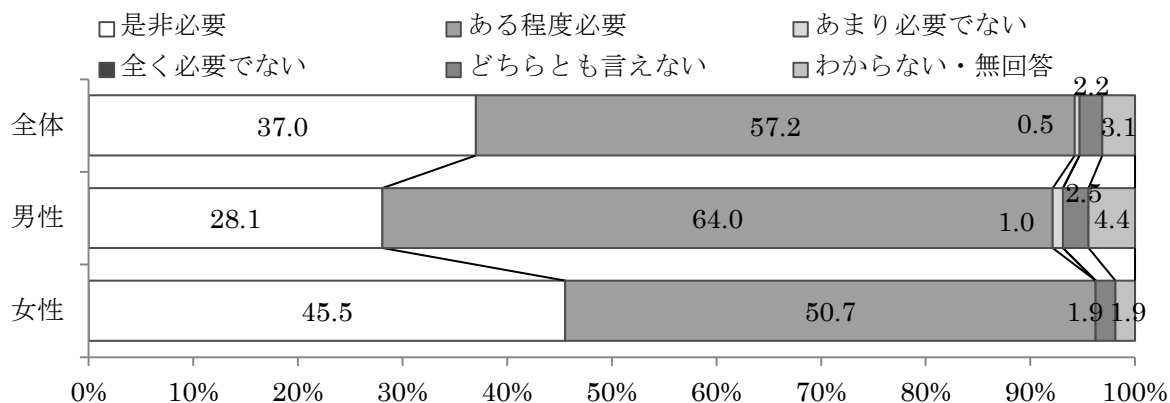
問12 次の役割において男女のどちらかが担っていますか。(現実) ※配偶者がいる方のみ



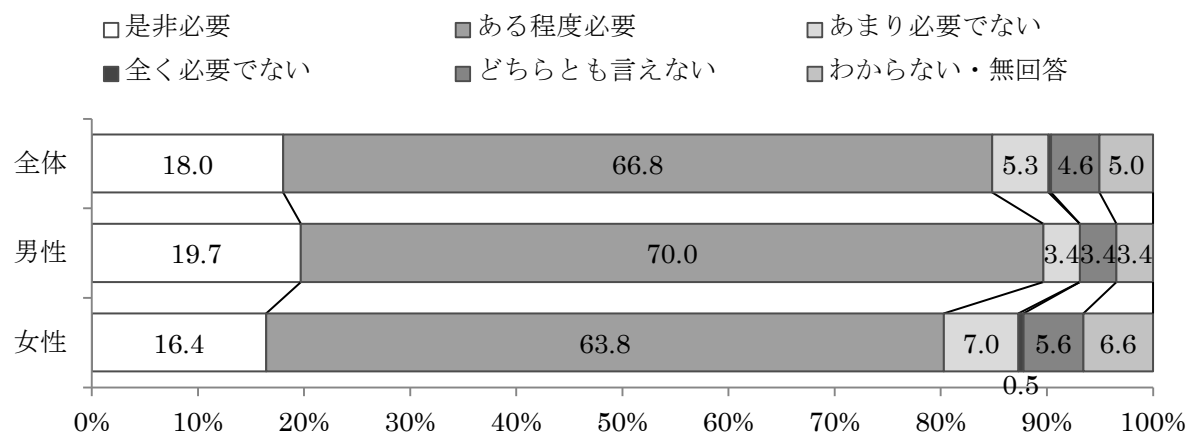
問13 現代社会において、次の各分野で男女の地位に差があると思いますか。



問14 女性が担う傾向にある子育て、家事、高齢者の介護に男性が参加することについて、どうお考えですか。

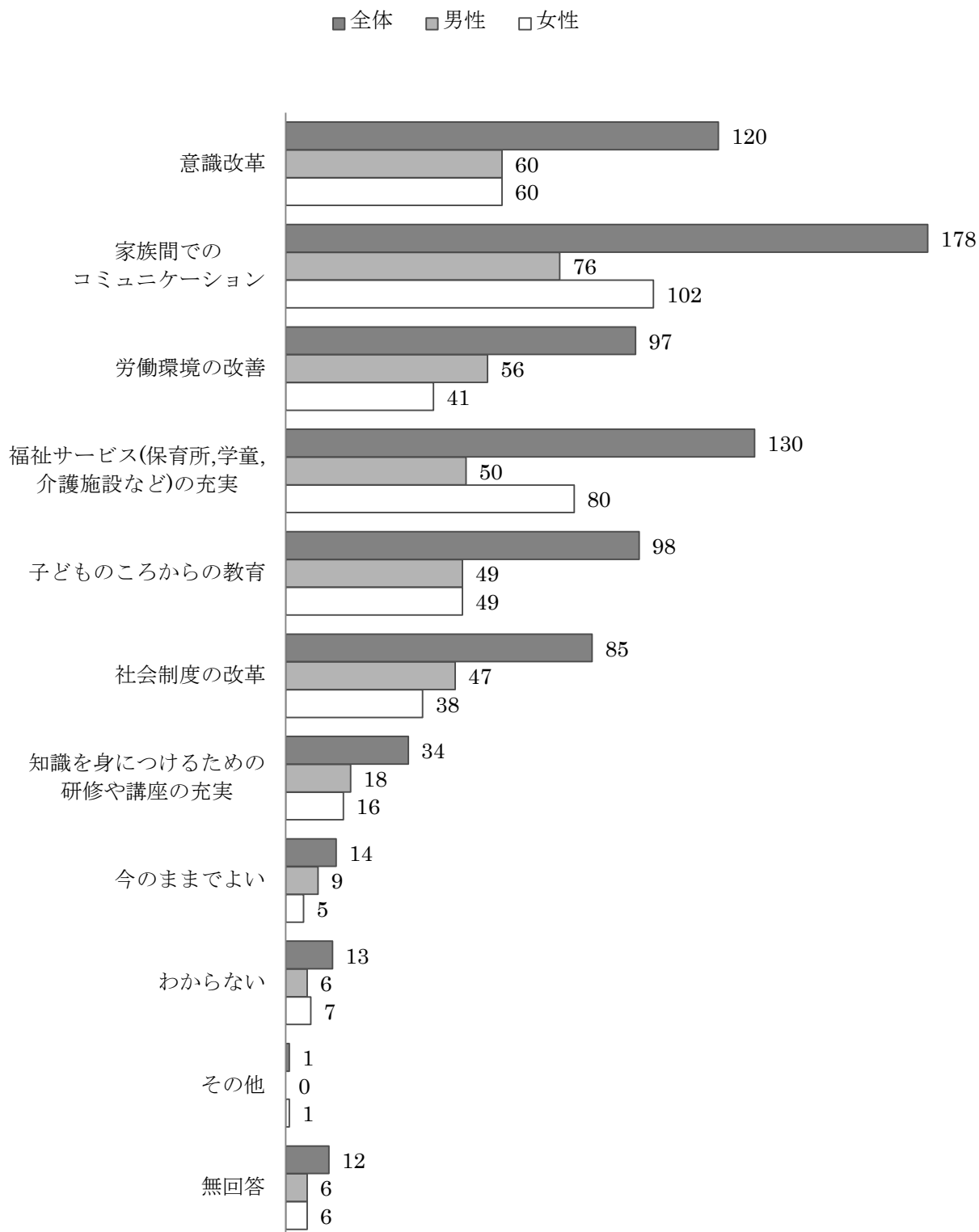


問15 男性が担う傾向にある仕事、地域活動に女性が参加することについて、どうお考えですか。



問16 今後、男女ともに家事、子育て、高齢者の介護、仕事、地域活動への積極的な参加を促していくためには、次のどのようなことが必要あるいは重要になると思いますか。

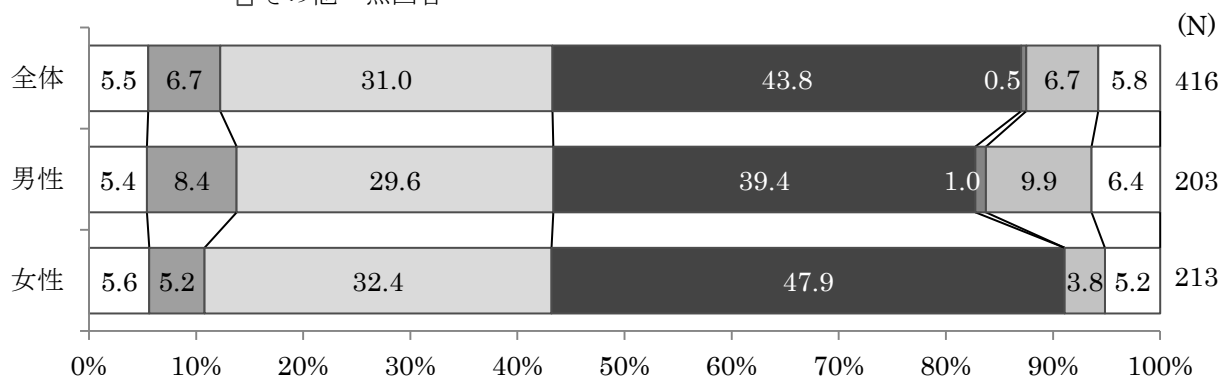
あなたの意見にもっとも近いものを2つまで選んでください。



問17 女性が職業（農業・漁業・自営業等の家族従事者を含む）をもつことについて、
どうお考えですか。

あなたの意見にもっとも近いものを1つ選んでください。

- 結婚するまでは、職業をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい
- 子どもができたら退職し、大きくなったら再び就職する方がよい
- 女性は、職業をもたない方がよい
- わからない
- その他・無回答

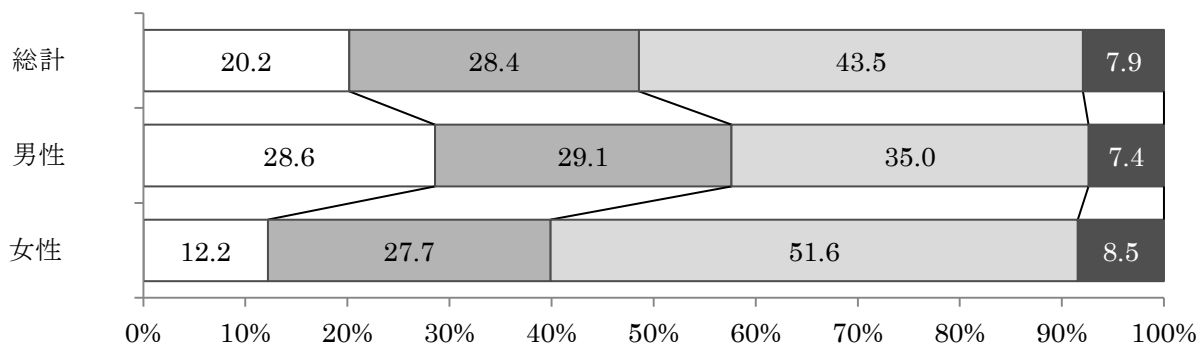


問18 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていましたか。

区分	総計		性別			
	人数	%	男性		女性	
			人数	%	人数	%
はい	125	30.0	66	32.5	59	27.7
いいえ	272	65.4	128	63.1	144	67.6
無回答	19	4.6	9	4.4	10	4.7
合計	416	100.0	203	100.0	213	100.0

問19 仕事と仕事以外の生活のバランスについて、あなたの希望に近いものはどれですか。

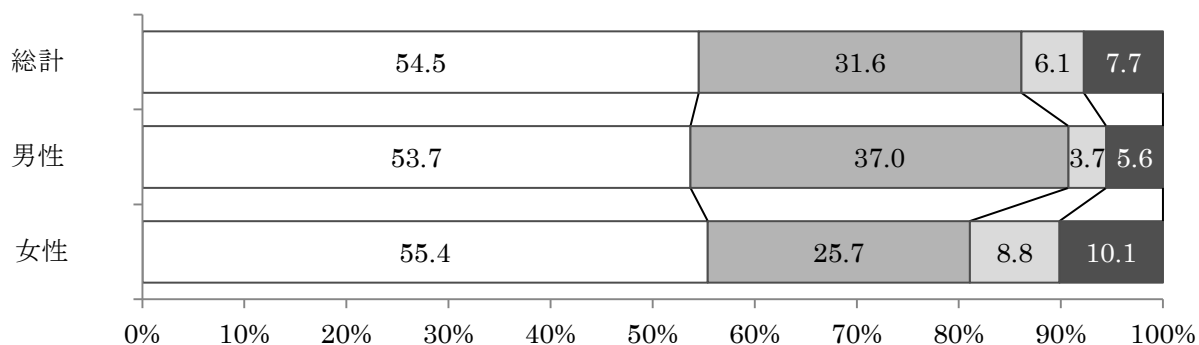
- 仕事を優先したい
- 仕事以外の生活を優先したい
- どちらとも言えない
- その他・無回答



問20 あなたは、現在仕事と仕事以外の生活のバランスがとれていますか。

※仕事をしている方のみ

□とれている ■仕事に偏っている □仕事以外の生活に偏っている ■その他・無回答



仕事をしている理由は何ですか。 あなたの意見にもっとも近いものを1つ選んでください。

□生活の確保 ■生きがい、楽しみ □自分の成長 ■社会貢献 ■その他・無回答

